

令和7年度第1回 宮城県感染症診査協議会結核診査部会 議事録

日 時:令和7年4月9日(水)午後2時30分から午後4時まで

場 所:宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室

出席委員:6名(中村雅夫委員、小林隆夫委員、樋渡奈奈子委員、藤川祐子委員、草野哲也委員、小原由美子委員)

司会	<p>定刻より少し早いのですが、ただ今から宮城県感染症診査協議会結核診査部会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます事務局 塩釜保健所の千葉と申します。開会にあたり、塩釜保健所所長の鈴木から御挨拶を申し上げます。</p>
所長	<p>本日は大変お忙しい中、宮城県感染症診査協議会 結核診査部会に御出席いただきまして有り難うございます。また、本県の保健福祉行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解と御協力を賜り心より感謝いたします。</p> <p>さて、本部会は、感染症診査協議会条例第8条に基づきまして、結核患者に対する適正な医療や公費負担につきまして、御審議を賜る部会でございます。我が国の結核患者数は減少傾向にあり、本県でも全国平均を下回る罹患率となっております。昨年の新規登録患者数は、約半数が80歳以上の高齢者であるほか、若年層は外国生まれの患者の増加が顕著となっております。</p> <p>このような結核患者の状況に合わせ、確実な服薬支援や、関係先へのリーフレット配布などの、まん延防止に向けた対応が、医療や行政に求められているところでございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、今後も本部会の審議におきまして、御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より2点、御報告を申し上げます。本日の感染症診査協議会結核診査部会は、6名の委員の皆様にご出席いただいております。</p> <p>次に本部会の成立について御報告申し上げます。結核診査部会は、感染症診査協議会条例第8条第5項において準用する同条例第6条第2項の規定により、「医師である委員のうちから二人以上が出席し、かつ、法律に関し学識経験を有する者である委員並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者である委員のうちから一人以上が出席しなければ開くことができない。」とされています。</p>

司会	<p>本日は、委員6名全員の御出席をいただいておりますので、本部会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>次に資料の御確認をお願いいたします。次第・委員名簿・議案書のほか資料1から資料5をお配りしております。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>本日、お集まりいただきました皆様には、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年の任期で結核診査部会委員就任に御了解をいただいております。また、先に開催されました宮城県感染症診査協議会において、会長から感染症診査協議会条例第8条第4項の規定により、結核診査部会委員として指名されましたので御報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、「委嘱状の交付」を行います。鈴木所長から御交付いたします。中村雅夫様、小林隆夫様、樋渡奈奈子様、小原由美子様、草野哲也様、藤川祐子様</p>
事務局	<p>続きまして、県側の職員を紹介します。宮城県塩釜保健所長 鈴木です。宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課技術副参事兼総括課長補佐 中嶋です。以下、お手元の名簿のとおりです。</p> <p>それでは、議事に入る前に、感染症診査協議会条例が令和7年4月1日に改正施行され、結核診査部会の体制が変更になりましたので、疾病・感染症対策課 中嶋より御説明します。資料1を御覧ください。</p>
疾病・感染症対策課	<p>それでは御説明いたします。委員の皆様方には昨年度からお知らせしているところがございますが、今般、感染症診査協議会条例を改正し、この4月1日から県内3保健所にありました部会を1か所に集約し、その事務局を塩釜保健所に設置しております。資料1の右側のフローを御覧いただきまして、事務局設置保健所となっているのが塩釜保健所でございます。結核部会の開催方法につきましては、令和5、6年度と変わりなく県庁で開催いたします。答申などに関する事務につきましてもこれまでの3保健所か1か所に集約するものでございますが、委員の皆様方におかれましては、これまでの御対応と大きく変更になる事項はございません。私からは以上でございます。</p>
司会	<p>続きまして、宮城県感染症診査協議会結核診査部会の概要について事務局より御説明いたします。</p>

事務局	<p>塩釜保健所の斎藤でございます。それでは、資料2「宮城県感染症診査協議会及び結核診査部会について」を御覧ください。</p> <p>本部会は、「1 目的及び根拠」に記載のとおり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき設置」するもので、「感染症患者に対する入院勧告、就業制限及び結核医療の公費負担等に関して」御審議いただくものです。</p> <p>次に、「2 委員の構成等」及び「3 職務内容等」ですが、感染症のうち診査件数が多い結核に関するものについては、「結核診査部会」を設けて、こちらで御審議いただきます。「感染症診査協議会」及び「結核診査部会」、それぞれの委員の人数や構成、任期、具体的な職務内容は、記載の通りとなっております。本部会の具体的な開催の流れ等につきましては、議事終了後、改めて説明させていただきます。</p> <p>なお、本部会の事務局は、「宮城県感染症診査協議会運営要領」の第3に「協議会の庶務は、塩釜保健所において担当する」とされております。参考資料として関係法令を添付しておりますので、後ほど御確認願います。本部会の概要については以上です。</p>
司会	<p>続いて議事に移ります。</p> <p>結核診査部会は、感染症診査協議会条例第8条第5項において準用する同条例第6条第1項により、部会長が議長となり進行することとされております。部会長が選任されるまでの間、暫時、事務局の塩釜保健所 鈴木所長が進行を務めます。</p>
所長	<p>本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事の前に、本日の議事録署名委員2名を選出したいと思えます。特に発言がなければ、こちらから御指名してよろしいでしょうか。</p>
各委員 所長	<p>【各委員：異議なし】</p> <p>それでは、樋渡委員と草野委員に議事録署名委員をお願いしたいと存じますが、ご承諾いただけますでしょうか。</p>
所長	<p>【両委員：承諾】</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>第1号議案「宮城県感染症診査協議会結核診査部会の公開・非公開について</p>

	<p>て」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、御説明させていただきます。</p> <p>お手元の参考資料 8 ページから 9 ページにあります「情報公開条例」を御覧ください。県の附属機関である審議会については、県の情報公開条例第 19 条により原則公開するものと定められております。</p> <p>ただし、例外として、特定の個人が識別され公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがある情報などの「不開示情報」を含む事項を審議する場合であって、委員の 3 分の 2 以上の多数をもって決定したときは、非公開で開催することができるとされております。事務局といたしましては、本部会は原則公開としますが、不開示情報を含む審議については非公開としたいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
所長	<p>ただいまの事務局の説明につきまして委員の皆様より御意見・御質問等がございますでしょうか。</p>
各委員	<p>【各委員：意義なし】</p>
所長	<p>特にないようですので、よろしければ拍手にてご承認願います。</p> <p>【拍手】</p>
所長	<p>賛成多数でありますので、本部会は原則公開とし、感染症の患者の医療等、不開示情報を含む事項を審議する場合には非公開といたします。</p> <p>次に第 2 号議案「宮城県感染症診査協議会結核診査部会長の選任について」でございます。部会長の選任におきましては、感染症診査協議会条例第 8 条第 5 項において準用する同条例第 5 条第 1 項により委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様、御意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>御意見がなければ、事務局一任とさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【各委員：異議なし】</p>
所長	<p>委員の皆様から異議なしとのお声がありました、事務局に案はありますか。</p>

事務局	事務局といたしましては、前部会長の中村委員に引き続き部会長をお引き受けいただきたいと考えておりました。
所長	ただ今、事務局から中村委員を部会長にとの提案がありました但委員の皆様いかがでしょうか。 よろしければ拍手にてご承認願います。
各委員	【拍手】
所長	異議なしとのことでございますので中村委員におかれましては部会長をお引き受けくださるようお願いいたします。それでは、中村部会長には就任の御挨拶をいただくとともに、ここからの議事進行をお願いしたいと存じます。
会長	座ったままで失礼します。只今皆様からご承認いただきました中村でございます。結核審査部会部会長として、皆様の御協力をいただきながらこの会を円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。この会はずでに御承知のとおり、結核患者に対する入院勧告、就業制限、及び結核医療費公費負担に関する審議をする部会でございます。例年200件程度の諮問があるようでございますが、過去の2年間と同じようにこれからの2年間も今回就任された委員の皆様とともに、議事が円滑に進行していければいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。2050年頃には、日本における在留外国人の人口は10%以上になるとの予測も出されておりますし、また、東京都及び宮城県においては結核感染者数のうち、外国出生者患者数は2023年には17%以上と増加傾向が認められております。宮城県におきましても、年々技能実習生等の増加が認められており、今後さらに在留外国人の結核感染者の増加が見込まれ、それに伴いまして臨時の結核審査部会の開催も増加することも考えられますので、この辺におきましても御配慮をお願いします。 第3号議案の審議に入ります。 「部会長職務代理者の指名について」ですが、事務局から説明願います。
事務局	感染症診査協議会条例第8条第5項において準用する同条例第5条第3項の規定において、部会長に事故がある場合に備え「あらかじめ部会長の指名

<p>会長</p>	<p>する委員がその職務を代理する」とされておりますので、ここで部会長に職務代理者の御指名をいただきたく存じます。</p> <p>感染症診査協議会条例第8条第5項において準用する同条例第5条第3項の規定において、部会長に事故がある場合に備え「あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する」とされておりますので、ここで部会長に職務代理者の御指名をいただきたく存じます。</p> <p>それでは、規定によりまして、私から部会長職務代理者を過去2年間お願いしました小林委員にお願いしたいと考えております。御異議等ございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【各委員：異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>それではよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、第4号議案の審議に入る前に、事務局より本部会の具体的な開催までの流れ等について説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、御説明させていただきます。</p> <p>資料3「結核患者発生から医療費公費負担決定、患者票交付までの流れ」を御覧ください。医療機関より結核患者発生届出を受理した保健所は、患者が高感染性であった場合、感染症法第19条により応急的に入院勧告を行います。応急的な入院勧告は72時間以内までとされておりますので、入院の延長が必要と判断した場合は、感染症法第20条第5項に基づき「結核診査部会」に諮問し、御審議いただくことになっております。</p> <p>延長期間につきましては30日以内となっておりますので、更なる延長が必要になった場合は、感染症法第20条第4項に基づき再延長について、再度御審議をいただく流れになっております。</p> <p>なお、令和7年度の結核診査部会開催日程及び担当委員等については、資料4「令和7年度宮城県感染症診査協議会結核診査部会日程表」の通りと考えておりますが、入院延長の審議につきましては、応急的な入院が可能なのは72時間以内となっているため、これを超える前に入院延長の御審議をいただく必要があることから、臨時での結核診査部会を開催させていただく必要がございます。臨時での開催方法としましては、急を要するため、委員の皆様にもメール又はFAXで資料を送らせていただきますので、その際は御対応いただければと存じます。</p> <p>定例での診査会につきましては、3名の委員で御審議いただくことになっておりますが、臨時での診査会につきましては6名全員に御連絡をさせていた</p>

	<p>でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、患者が低感染性であった場合は、外来通院における公費負担の適用の可否について御審議いただき、決定しました内容を患者票として交付する流れになっております。</p> <p>続いて、資料5を御覧ください。</p> <p>宮城県における結核患者発生状況についてでございます。全国における新規登録患者数及び罹患率の算出については、厚生労働省の結核登録者情報調査を活用しており、令和6年の暫定値では仙台市を含む新規登録結核患者数が124人であり、罹患率は5.5となっております。全国平均と比較して低い値となっているものの、令和5年から7人増となっているため、注意が必要な状況となっております。また、外国出生結核患者についてみますと、本県はもとより全国的に見ましても増加傾向にあることから対応が求められております。これについて、保健所において外国人を雇用している管理団体向けの研修会の企画や、国における入国前結核スクリーニングなどが始まっております。最後になりますが、結核診査部会における諮問件数については、記載のとおりでございます。事務局からの説明については以上となります。</p>
会長	<p>私から確認なのですが、臨時の結核審査部会の成立というのも、医師2名と他の委員1名の回答時点で成立ということですのでよろしいですね。残りの先生方の回答が後で届いたとしても、もう成立しているということ。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。</p>
会長	<p>最後の辺りにもう少しきちんと記載しておいていただければと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
	<p>続きまして、第4号議案の審議に入ります。</p> <p>ここからは、個人情報を取り扱う議事となりますので非公開での審議となります。今日は外部の方はいらっしゃらないと思いますので。審議内容について疾病・感染症対策課から説明願います。</p> <p>(以下、非公開)</p>